

亀山市告示第151号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）第7条第2項の規定により、地域まちづくり協議会の設立に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月21日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更の届出があった地域まちづくり協議会の名称

北東地区まちづくり協議会

2 変更した事項

(1) 代表者の氏名

変更前 小倉 美恵

変更後 林 明男

(2) 規約に定める目的

変更前 本協議会は、北東地区（渋倉町、東台町、北山町、北町、椿世町、新椿世）の住民の共通の願いの実現、課題の解決を図ると共に、安心、安全で住みよいまちづくりを目指し、自分たちの住む地区は、自らの力で創り上げていくことを目的とする。

変更後 本協議会は、北東地区（渋倉町、東台町、北山町、北町、椿世町、新椿世、つばいそニュータウン）の住民の共通の願いの実現、課題の解決を図ると共に、安心、安全で住みよいまちづくりを目指し、自分たちの住む地区は、自らの力で創り上げていくことを目的とする。

3 変更年月日

令和4年4月20日